共同研究契約書（雛形）

○○○○（以下「甲」という。）と関東学院大学（以下「乙」という。）とは、「△△△△△（研究題目を記載）」に係る共同研究の実施及びその成果の取扱いに関する契約を締結する。

（研究内容等）

第１条　甲及び乙は、共同して次の研究（以下「本研究」という。）を実施する。

（1）研究題目：

（2）研究目的：

（3）本研究の詳細は別紙の共同研究計画書（以下「計画書」という。）に基づくものとする。

(研究期間)

第２条　本研究期間は、○○年○月○日から○○年○月○日までとする。

（研究担当者）

第３条　本研究の研究担当者は、計画書に定める者とする。なお、甲及び乙は、甲又は乙に属するものを新たに研究担当者として加えようとするときは、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。

２　甲又は乙が、前項の規定により相手方へ派遣する研究担当者の旅費及びその他派遣に伴う一切の費用は、派遣元の甲又は乙が負担するものとする。

３　甲又は乙が派遣した研究担当者は、相手方の安全、環境等に関する規則に従うものとする。

（費用の分担）

第４条　本研究に要する費用は、研究分担に応じて、甲、乙各々が負担する。但し、甲は、乙が本研究に要する費用相当分である金　　　　　円（消費税額及び地方消費税額含む）を乙に支払う。

(1)支払期限：甲乙別途協議のうえ決定する日まで

(2)支払方法：乙の指定する銀行口座への振込み

２　乙は、原則として受領済の共同研究費を甲に返還しない。ただし、特別の事情がある場合には、甲乙協議のうえ不要となった額の範囲内において返還することがあるものとする。

３　研究経費に不足が生じた場合は、甲乙協議の上、甲は不足分を乙に支払うものとする。

（設備等の帰属）

第５条　前条に掲げる経費により、乙が購入した設備等は、乙に帰属するものとする。

（設備等の使用）

第６条　甲及び乙は、本研究の実施に必要な相手方所有の設備等について、相互に無償で使用することができるものとする。

２　甲及び乙は、相互に相手方の同意を得て、本研究の実施に必要な設備等を相手方に持ち込むことができるものとする。

３　特別な費用が発生した場合は、その費用分担の割合は甲乙協議による。

（研究の中止及び期間の延長）

第７条　研究を途中で中止又は延長する場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

２　甲及び乙は、天災事変その他不可抗力又はそれぞれの責に帰しがたい特別な事情により本研究の実施が困難となった場合、甲乙協議により本研究を中止又は期間の延長をすることができるものとする。この場合、それぞれの損害に対してはその責を負わないものとする。

（研究の管理及び報告書）

第８条　本研究の管理は、甲及び乙が共同して行うものとする。

２　甲及び乙は、必要に応じて本研究の進行状況等について相手方に確認、報告を要求することができる。

３　甲及び乙は、本研究の実施により得た成果について、相互に協力して本研究期間満了の日から３０日以内に報告書を取りまとめるものとする。

（研究成果の公表等）

第９条　本研究の結果を第三者へ公表する際には、事前に互いの同意を得るものとする。但し、甲又は乙から理由を付して申し出がある場合は、その全部又は一部を公表しないことができる。

（ノウハウの指定）

第１０条　甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された本研究成果のうち、秘匿することが可能な技術情報であって、かつ財産的価値のあるものは書面をもって速やかにノウハウとして指定するものとする。

２　ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を甲乙協議の上、明示するものとする。

（知的財産権の取扱等）

第１１条　本研究の結果、発明、考案、意匠創作もしくは著作物等（以下「発明等」という。）が生じた場合は、速やかに相互に通知し、特許、実用新案、意匠登録その他の権利（以下、総称して「知的財産権」という）の帰属やその持分割合等については甲乙協議によるものとする。

（知的財産権の実施）

第１２条　甲又は甲の指定するもの（以下「甲等」という）が、甲乙共有にかかわる知的財産権を

本研究の終了翌日から起算して３年以内に商業的に実施しないときは、甲及び乙は、乙及び甲以外の者（以下「第三者」という。）に対し、甲乙共有に係る知的財産権の実施を許諾することができる。

（第三者への実施許諾）

第１３条　甲及び乙は、あらかじめ相手方の書面による同意（但し、第１２条に該当する場合は、甲は同意するものとする。）をもって、共有の知的財産権を第三者に実施許諾することができる。

但し、その場合の第三者への実施許諾の条件は甲乙協議の上、定めるものとする。

２　前項の実施許諾により生じた第三者からの対価等は、それぞれの持分に応じて配分するものとする。

（第三者への譲渡）

第１４条　甲及び乙は、共有の知的財産権をそれぞれの持分につき第三者に譲渡することができる。但し、甲及び乙は、あらかじめ互いに書面による同意を得なければならない。

（機密保持）

第１５条　甲及び乙は、本研究に関して知り得た相手方の技術上又は営業上の一切の機密事項を本研究以外の目的に使用し、相手方の許可なく第三者に漏洩してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。

1. 相手方から開示を受け又は知り得た際、既に公知となっていたもの
2. 相手方から開示を受け又は知り得た際、既に自己が所有していたことを証明できるもの
3. 相手方から書面による同意を得たもの
4. 相手方から開示を受け又は知り得た後に、自己の責によらず公知になったもの
5. 正当な権利を有する第三者から合法的に入手したもの

２　前項の有効期間は、本契約期間満了後５年間とする。但し、甲乙協議の上、この期間を延長又は短縮することができる。

（本契約の有効期間）

第１６条　本契約の有効期間は、契約締結の日もしくは研究開始の日のいずれか早い日から研究終了の日（研究を中止した場合はその日）までとする。 ただし、両者の協議により延長することを妨げない。

２　前項にかかわらず、第９条から第１６条に定める事項については該当する事項が終了もしくは消滅するまで効力を有するものとする。

（協議事項）

第１７条　この契約の定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上これを定めるものとする。

（裁判管轄）

第１８条　本契約に関する訴は、横浜地方裁判所の管轄に属するものとする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年　　月　　日

 甲 【所在地】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【機関名】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【役職】　　【氏名】　　印

 乙 神奈川県横浜市金沢区六浦東１－５０－１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　関東学院大学

 学　長 小山　嚴也　　　　印

別紙：共同研究計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 研究期間 | 　　　　年　月　日～　　　　年　月　日 |
| 研究題目 |  |
| 研究目的 |  |
| 研究内容 |  |
| 研究の分担 | (甲)(乙)(甲及び乙) |
| 研究担当者 | 1. 代表者：○○株式会社　○○<部署名・職名等を記載＞　○○　○○

分担者：(乙)代表者：関東学院大学○○学部○○学科　○○<職名を記載>　○○　○○分担者： |
| 研究の実施場所 | (甲)(乙) |
| 研究費 | 　　　　　　円（消費税額及び地方消費税額含む） |
| 研究用物品等の提供 | *※ない場合は「なし」と記入する* |
| 特記事項 | *※ない場合は「なし」と記入する* |